

静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項

改 正 前	改 正 後
第 2 災害を発生させるおそれに関する事項(法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係) 1 適用する審査基準 (1) 都市計画法第 29 条又は第 35 条の 2 に規定する許可を必要とする事業については、原則として都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号の基準により審査するものとする。 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条又は第16条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の基準により審査するものとする。 (2)～(4) (略)	第 2 災害を発生させるおそれに関する事項(法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係) 1 適用する審査基準 (1) 都市計画法 <u>(昭和 43 年法律第 100 号)</u> 第 29 条又は第 35 条の 2 に規定する許可を必要とする事業については、原則として都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号の基準により審査するものとする。 宅地造成及び特定盛土等規制法 <u>(昭和36年法律第191号)</u> 第12条又は第16条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の基準により審査するものとする。<u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法第30条又は第35条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第31条の基準により審査するものとする。いずれの場合も、必要に応じ、法第10条の 2 第 2 項第 1 号の基準を踏まえ、排水施設や洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられていることについて確認すること。</u> (2)～(4) (略)
第 3 水害を発生させるおそれに関する事項(法第10条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係) 1 適用する審査基準 (1) 都市計画法第 29 条又は第 35 条の 2 に規定する許可を必要とする事業については、原則として都市計画法第 33 条第 1 項第 3 号の基準により審査するものとする。 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条又は第 16 条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の基準により審査するものとする。 (2)～(4) (略)	第 3 水害を発生させるおそれに関する事項(法第10条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係) 1 適用する審査基準 (1) 都市計画法第 29 条又は第 35 条の 2 に規定する許可を必要とする事業については、原則として都市計画法第 33 条第 1 項第 3 号の基準により審査するものとする。 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条又は第 16 条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条の基準により審査するものとする。<u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条又は第 35 条に規定する許可を必要とする事業については、原則として宅地造成及び特定盛土等規制法第 31 条の基準により審査するものとする。いずれの場合も、必要に応じ、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の基準を踏まえ、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられていることについて確認すること。</u> (2)～(4) (略)

附 則

この審査基準は、令和 7 年 4 月 1 日以降の申請から適用する。

静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項

改 正 前	改 正 後
別記 1 開発行為の許可の申請書に添付する書類について 規則第 4 条第 1 号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、規則第 4 条第 2 号及び森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号。以下「細則」という。）第 2 条に規定する開発行為に関する計画書、規則第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類、様式告示の様式 1 中注意事項 3 及び細則第 3 条第 2 項に規定する林地開発変更許可申請書の様式第 2 号中注 2 に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類、その他知事が必要と定める書類として必要な事項は、以下のとおりとする。 第 1 条～第10条 省略 別表、記載様式第 1 号～第 8 号 省略 別記 2 洪水調整池等の設置について 1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定 (1) 省略	別記 1 開発行為の許可の申請書に添付する書類について 規則第 4 条第 1 号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、規則第 4 条第 2 号及び森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号。以下「細則」という。）第 2 条に規定する開発行為に関する計画書、規則第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類、様式告示の様式 1 中注意事項 3 及び細則第 3 条第 2 項に規定する林地開発変更許可申請書の様式第 1 号中注 2 に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類、その他知事が必要と定める書類として必要な事項は、以下のとおりとする。 第 1 条～第10条 省略 別表、記載様式第 1 号～第 8 号 省略 別記 2 洪水調整池等の設置について 1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定 (1) 省略

(3) 狭窄地点が生じない場合には、法第10条の2第2項第1号の2の規定による洪水調整池等の設置は不要となる。なお、狭窄地点が生じない場合であっても、同項第1号の要件に照らしてピーク流量を調整することが必要な場合には、審査基準等第2章第2の8の基準によって洪水調整池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

(1) 狭窄地点について、それぞれ開発前の 30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量 (Qoi30) を超えない開発行為をしようとする森林からの放流量 (qi30) を算定する。洪水調整池等からの放流量 (qi30) の算定に当たっては、以下の算式を用いること。

$$\underline{qi30} = \underline{Qoi30} \times \frac{a \times fo}{Ai \times Foi}$$

ここに、Ai : 選定した各地点の集水面積(ヘクタール)

Foi : 選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

a : 開発行為をしようとする森林集水区域の面積(ヘクタール)

fo : 開発行為をしようとする森林集水区域の開発前の流出係数

(2) (1)で算出した各地点の開発行為をしようとする森林からの放流量 (qi30) が最小となる地点を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「ネックポイント」という。)として選定する。

ネックポイントの選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

3 省略

(2) 狭窄地点が生じない場合には、法第 10 条の2第2項第1号の2の規定による洪水調整池等の設置は不要となる。なお、狭窄地点が生じない場合であっても、同項第1号の要件に照らしてピーク流量を調整することが必要な場合には、審査基準等第2章第2の8の基準によって洪水調整池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

(1) 狭窄地点について、それぞれ開発前の 狭窄地点を安全に流下させることのできるピーク流量 (Qx) を超えない開発行為をしようとする森林からの放流量 (qi) を算定する。洪水調整池等からの放流量 (qi) の算定に当たっては、以下の算式を用いること。

$$\underline{qi} = \underline{Qx} \times \frac{a \times fo}{Ai \times Foi}$$

ここに、Ai : 選定した各地点の集水面積(ヘクタール)

Foi : 選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

a : 開発行為をしようとする森林集水区域の面積(ヘクタール)

fo : 開発行為をしようとする森林集水区域の開発前の流出係数

(2) (1)で算出した各地点の開発行為をしようとする森林からの放流量 (qi) が最小となる地点を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「ネックポイント」という。)として選定する。

ネックポイントの選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

3 省略

4 洪水調整池等の容量の決定

洪水調整池等の容量は、洪水調整池等の集水区域における 30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を、調整池下流の流下能力の値まで調整できるものであること。

(1) 調整容量

調整池の調整容量は次式により算出^よるほか、簡便法(確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調整容量を簡便に求める方法)、厳密計算法(洪水調整池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調整容量を求める方法)など適切な方法により行うこと。

なお、開発区域の面積が 50 ヘクタールを超える場合の調整容量は、厳密計算法により算出すること。

$$V = (r_{30} \times f_1 - \frac{r_c}{2} \times f_2) \times a \times t \times 60 \times A \times \frac{1}{360}$$

- ここで、V : 必要調整容量 (立方メートル)
- f₁ : 開発後の流出係数
- f₂ : 開発前の流出係数
- A : 流域面積 (ヘクタール)
- R_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)
- r₃₀ : 30年確率降雨強度 (mm/hr)
- t : 継続時間 (分) (30分)
- a : 開発面積が 2 ヘクタール未満の場合 1
開発面積が 2 ヘクタール以上の場合 2

4 洪水調整池等の容量の決定

洪水調整池等の容量は、洪水調整池等の集水区域における 30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を、調整池下流の流下能力の値まで調整できるものであること。

(1) 調整容量

調整池の調整容量は次式により算出^するほか、簡便法(確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調整容量を簡便に求める方法)、厳密計算法(洪水調整池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調整容量を求める方法)など適切な方法により行うこと。

なお、開発区域の面積が 50 ヘクタールを超える場合の調整容量は、厳密計算法により算出すること。

$$V = (r_{30} \times f_1 - \frac{r_c}{2} \times f_2) \times a \times t \times 60 \times A \times \frac{1}{360}$$

- ここで、V : 必要調整容量 (立方メートル)
- f₁ : 開発後の流出係数
- f₂ : 開発前の流出係数
- A : 流域面積 (ヘクタール)
- R_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)
- r₃₀ : 30年確率降雨強度 (mm/hr) ※
※到達時間が30分以内は、降雨強度式で用いる到達時間は30分とする。
- t : 継続時間 (分) (30分)
- a : 開発面積が 2 ヘクタール未満の場合 1
開発面積が 2 ヘクタール以上の場合 2